

仮置場に関する部会（第3回） 議事録

【日 時】平成31年2月5日（火）13：30～15：50

【場 所】岩手県盛岡市 マリオス 187 会議室

【出席者】荒木氏（二本松市）、外山氏（高畠町）、佐々木氏（大仙市）、
三河氏（宮古市）、成田氏（弘前市）

【事務局】環境省東北地方環境事務所 茶山専門官、藤林対策官
日本環境衛生センター 植木、堀内、笹木、高橋、鈴木

1. 開会あいさつ 茶山専門官

第3回仮置場部会ということで、本日もお集まりいただきました。本日は仮置場に関する検討結果の案ということで、前回、前々回の話し合いを基に資料をまとめていただきました。こちらも参考にしながら、仮置場というものについて、各自治体さまの方でどのようにお考えになるにか、また、今回の議論をもとに、今後、東北地方に仮置場についての考えを広げていきたいと考えている。

仮置場は、名称一つとっても配慮しなければいけないということもある。第三者から見たら大した問題ではないかもしれない内容でも、お気づきのことをお話しいただければと思います。今回もどうぞよろしくをお願いします。

2. 議事：仮置場候補地選定及び仮置場の運営について

植木

第1回、第2回の仮置場部会内容をまとめて、一部資料を新規で追加した「資料2：仮置場に関する検討結果（案）」について、概略を説明した。

藤林対策官

今日はこの資料2を見ながら、気づいたことや足りないことがあれば、議論していきたいと思う。また、「こういうふう言いきっていいのか」というような内容や、「必ずしもこれに従わなければいけないと思われる」といった懸念等にお気づきがあれば遠慮なくお話ししていただきたいと思っている。

また、前回の議論では、メリット・デメリットでまとめることができるのではないかと考えていたが、全ての項目をそのように分けることは難しそうなので、今回の資料2のような形でまとめてみたところである。

●仮置場選定の基準や、避けるべきことなど、書き足す内容や何か気になる点について

二本松市

質問的な形になるが、緊急輸送路とは、どういうイメージの道路なのでしょう

茶山専門官

正式な定義ではないが、東北で言うと国道 4 号線のような位置づけ、高速道路でなく、いわゆる「一級国道」（またはそれに接続する主要地方道（二級国道など））といわれるところで、2 車線であったり幅がある道路を中心に、最優先で道路警戒が行われる道路のことをいう。

ただし、緊急輸送路御とは、いわゆる都市部に言われることが多く、県庁所在地向けの要素も少し含まれるという側面があると考えられる。

高島町

二次仮置場は 12ha 以上必要となっているが、そんなに広い場所が必要なのか。

茶山専門官

ここでいう二次仮置場は県が設置するもので、いわゆる機械選別を行うような仮置場のことを指す。仮置場内での二次処理を想定した場合、焼却炉の設置や分別の作業スペースまで考えると、それぐらいは必要だと考えられる。熊本県では、1 辺の長さが 1000m の長細い土地を使った事例もある。

藤林対策官

確かに数字を出すと、「どういう議論でこの数字を決めたのか」という話になることが考えられる。我々の作成したこの資料にも数字が出てくる箇所があるので、それを議論を深める前に出しているのかどうかは考えないといけないだろう。

大仙市

このリストの中には、市町村特有の事情に左右されるものがある。客観的に優先度が高そうなのは、「面積」と「二次災害の危険がない」ということは、どの自治体でも共通して言えることだと思う。

一方で、学校など避難所になりそうな施設を避けたいということは分かるが、先日のワークショップでも経験したが、本来なら設置したくないような場所にどうしても設置せざるを得ないというようなこともありうることだと考える。地元の産業であったり、観光の資源であったりする場所の利用は、自治体の首長さんの考え方にも左右されることがあると思うので、自治体特有のバックグラウンドに左右されにくいような場所に対して優先度を高く設定することが大切だと考える。

茶山専門官

おっしゃる通りだと思います。このチェックリストは、最終的に候補がいくつかあった時に、場所を決定する際の検討のエビデンスにするために作成したと中国地方環境事務所から聞いている。確かに町内の地形で優先項目が左右されることはある。

宮古市

この通りだと思う。ただし、宮古市で考えると、仮に道路が分断されたときには、仮置場も分散せざるを得ないだろうと考える。

藤林対策官

確かに地図上では近く見えても、道路が分断されると、仮置場にたどり着くまでに何時間もかかったという事例も聞いている。場合によっては何箇所も設置した方が便利ということもある。

弘前市

チェックリストの条件はこれでいいと思う。実は先週、図上演習を行った。候補地をもとに設置場所を考えたが、いいところも悪いところもあり、なかなか決め切れなかった。4分で一時間の経過という設定で行ったが、時間が足りず、理想の場所はなかなか選べなかった。事前に候補地リストを作っておいて、首長に設置場所を説明する際に、それぞれの候補地に対してこのチェックリストの○が多いかどうかで説明できたらいいのかなと思う。

藤林対策官

資料4ページ目に、まずは面積が必要であるということは書いたほうがいいかなと感じた。避ける場所についても、理想の場所がなくても開設せざるを得ないことがあるということも記述したいと感じた。条件を満たさない場所に設置することについて、何か悪いことをしているように感じさせないようにしたい。また、このページにもチェックリスト (P21) への案内をつけてもいいかもしれない。

もう一つ気付いたことは、一行目に「平常時に候補地を選定しておく必要がある」と書かれているが、そこまでは言い切らず、「選定を進めておくとよい」といった感じに書いた方がいいかもしれない。

●候補地リストに記載する内容について何かあるか

各自治体

特にない。

●候補地選定で留意する点について何かあるか (P6)

藤林対策官

1回目2回目の議論をもとに作成しているが、表現で気になる箇所や、追記したい内容があれば教えてください。数字についても、明確に言ってもいいのかというような、気になることがあればお願いします

茶山専門官

ここでは、候補地をリストから選んで、災害対策本部で「首長が判断する」という表現になっているが、「首長の了解を得る」という表現にしてもいいかと思うがいかがでしょうか。

大仙市

災害対策本部で了解をとるということは、自治体内でコンセンサスをとるということにつながると思うので、そちらの表現の方が適切かと思う。

茶山専門官

ありがとうございます。そういう表現で書きたいと思います。

藤林対策官

長野市の事例として、仮置場候補地の公開について書かれているが、事前に候補地を公開するのかわからないのかということについてはどう考えていますでしょうか。

茶山専門官

本来は長野市さんのように、地域ごとのコンセンサスがあって、いざという時に置かせてもらうというのが行政の進め方としても非常に望ましいかなと思う側面がある。一方で、実際にそういうことを考えた時に、地域産業や農業への影響を懸念する声に阻まれてしまい、暗礁に乗り上げたかどうかということでも踏み出せずにいるということもある。こういったことで、どうしても事前に動きづらいため、いざという時に勢いでやってしまうということもある。

藤林対策官

事前の公表が難しい場合も想定されるため、「一般的には事前に公表することは難しいが、長野市ではこういった形で公表している」というような感じに書き換えるのはどうだろうか。

茶山専門官

「事前の公表は様々な事情から難しい場合も想定されるが、一方で長野市では…」という

ような感じで参考に加筆するという方法もある。

また、高齢化の話もあるが、いま財産部門からの話しとして、いわゆる「遊休箇所行政財産」の普通財産への転換と売却というような資産の流動化を図りなさいという圧力は、皆さんのところではいかがでしょうか。

資産の流動化を進めるということは、いざという時に自分たちがフリーハンドで使える場所を切り崩していくということで、考えていた候補地がいつの間にか売却されてわが町のものではないということ想定される。つまり、候補地のリストを作成しても、年次更新を図っていくケースがあると考えられる。環境部門がやっていくのが望ましいが、防災部門にこの考えがない場合が一番怖い。資料にも載せたが、宿営地にしようと考えていた場所が、いつのまにか売却されていたということが起こりうるということを、防災部門がどこまで認識しているのかということが大切になる。財政の動きを止めることは出来ないので、それに伴い様々なところに波及するというのを、財政にも理解していただきたいし、危機管理部門が年次更新をしているのかということを考える必要がある。協議会でも触れたいと考えているが、各自治体さんでもお戻りになった際に、そういった視点での話をいただければと思います。

●仮置場のレイアウトについて

藤林対策官

レイアウトの例として7ページのこの図をよく見るが、ほかにもあるのか。

茶山専門官

他にも沢山あるが、沢山並べても混乱させてしまわないか心配である。よく見るこの図でも、厳密に言うと石膏ボードとスレート板は同じ袋に入れず、別々の袋に入れた方がいいこともある。書き方の問題でもあるが、一緒にされると処理で困るものには注意したい。

大仙市

追記してほしいことが一つある。

看板の設置はもちろん望ましいが、自治体の財政的に設置が難しいことも考えられるその代わりに「見せごみ」を置くことがよく言われるが、そういう応急処置としての内容もあったほうが、行政の方にとってもわかりやすいと思う。

藤林対策官

視覚的に分かりやすくするように、ワークショップでつかっている「見せごみ」の写真もあわせて追記したい。

そういう意味では、次の内容にあるような「分別品目ごとに数名の作業員を配置する」となっているが、あくまで「理想」ということですね。

茶山専門官

そうですね。手引では、そのくらいの覚悟を持ってほしいということで書いたが、数名の作業員を配置し、分別配置の指導を行う「のが」望ましいという書きぶりにしてもいいと思う。

日環センターには、急造の看板の写真がないかを調べてほしい。というのは、東日本大震災の時に、看板屋も被災してしまったことがある。どうしたかという、段ボールと色ガムテープで自作して金網につけたという事例もあったようである。雨が降るとひどいことになってしまうが、それでもそれで周知し続けたようである。こういった応急製作で住民に周知したという事例もあるので、こんなものもあるよということを紹介できたらいい。

●仮置場開設時と留意点について（P8）

茶山専門官

消防にあらかじめ場所を伝えておくということも書いたほうがいい。「〇〇さんの畑」というような仮置場で火事が起きた際に、番地を調べるのに手間取って、到着までに時間がかかったという事例もあるようである。特に自治体の中に複数の仮置場を設置する場合は、場所を特定するのに苦慮することが考えられるので、消防には事前に連絡をした方がいい。また、熊本では死亡事故も起きている。消防に連絡がいけば、警察にもつながることがある。火災以外のことも想定して、なかなか書きにくいことではあるが、そういう側面も含めて入れる必要があるだろう。

●仮置場の設置数と課題について（P9）

藤林対策官

前回の会議の中でいただいた設置数と課題について意見をまとめているが、足りないことや、新しく思い当たることがあれば教えてください。

二本松市

仮置場を「多く設置」するに当てはまる。課題としても記載されている通りだと考える。

高島町

多く設置したいところだが、現状は「少なく設置」となっている。課題としては、他の地区から持ってくることにに対する苦情や仮置場が遠いといったことがあると考えられる。

藤林対策官

他地区からの持込は場所によるところもあるが、管理の課題として、他地区からの持ち込

み対策についても追記したい。

大仙市

「少なく設置」を考えている。課題もここにある通り。仮置場数を少なくするということは、渋滞の恐れが当然考えられる。逆に、仮置場が多ければ、渋滞の課題は解消できるのかなと考えられる。メリットデメリットはトレードオフであることが伝わればいい。

宮古市

面積が大きいので、仮置場を「多く設置」することになる。実際に被災した時も 5 か所の仮置場を設置した。課題もこの通りで、市の職員の配置ができない箇所は、仮置場に看板だけを設置して分別は住民にお願いしていたが、どうしても混載が起きてしまっていた。

弘前市

これも先の図上演習で話題になり、なかなか悩んだテーマである。演習では、二か所の仮置場を選んだが、「大渋滞が起きている」ということになり困ってしまった。その時にも考えたが、二箇所設置していたら、少ない方に誘導するということが出来るのかもしれない。ただ、極端に多く設置しても管理が大変なので、多すぎない程度に設置して、空いている方を案内するということができるのかなと考えている。

藤林対策官

仮置場の演習では、どの仮置場を選んでも 100 点満点がないようなシナリオになっていて、実際もそうなんだということが想定できればいいなと思って作られている。

●必要な人員と役割について (P10)

藤林対策官

こういうのがあれば望ましいということで書いているが、よろしいでしょうか。

大仙市

図 3-5 重機の使い方に、出入り口に横付けすると出入り口の封鎖にも使えるということを書くと、自治体の参考にもなると考えられる。

茶山専門官

実際に入口封鎖にバックホーを使用した事例もあるので、追記したいと思う。

藤林対策官

災害時のことなので仕方ない部分もあるが、ごちゃごちゃに混載されている写真を追加し

て、対策をしないようになってしまうという例を出してもいいかもしれない。

茶山専門官

現実に起きた事実として、最終的には住民の不利益になるということで、残念な仮置場の残念な写真をあえて入れてもいいかもしれない。とある不法投棄現場になった24時間営業の仮置場も、もともとは善意で開設されていたので、こうするところなるという一例として紹介したい。

また、半永久的な課題だと思っているのだが、排出地域の確認についても、近隣自治体の住民や親せきがボランティアとして搬入してくれてきた時に、もめないようにする必要もある。「親戚に頼まれた」ということで通すとは思いますが、杓子定規な指示を出してトラブルが起きた時に、あとあと行政不信になってしまうおそれもある。それに対して、例えば「搬入者の免許証やナンバープレート“など”から地域を確認する」ということにしたら、罹災証明が発行された以降はそちらもルールとして使えるようになる。

大仙市

査定対策と現場対応との両立を図るという意味では、そういう書き方がいいかもしれない。折衷案を考えると今の表現が望ましいと考える。

高畠町

実際に開設したことがないのでピンとこないが、受け付けはどういうことをやるのでしょうか。

茶山専門官

自治体ごとにやり方は異なってくるため、正解はないのが現実である。例えば、東日本や熊本では、受付は罹災証明書の確認をする場になった。プレハブでやることもあれば、テントでやることもあった。一方で、受付をおかずに、最初に誘導した人がその場で免許証の確認をするというパターンもある。

高畠町

重機で出入り口を封鎖するということは、どこまで効くのでしょうか。

大仙市

大仙市の仮置場では、出入り口の数に限られていたので、重機でふさぐことができた。広いグラウンドなどでは、トラロープを張るなどの対応になる。査定官に説明するときに、不法投棄対策で何かをしていたということを説明・説得する必要がある。

夜警を頼もうと考えたこともあるが、そういう時には人手が足りないということで断られ

てしまったという苦い経験もある。現実対応として、「何もしていませんでした」というわけにもいかないため、現場で出来ることで対応したということで、御理解いただけたらと思う。

藤林対策官

先ほどの話でもあったが、仮置場に必要人数について、「15名程度」という書き方はいいのでしょうか。

茶山専門官

仮置場の面積によるという話になるだろう。1 ha 以上の理想的な仮置場を開設できた際には、15名以上必要ということになるだろう。広い仮置場では、道路で車を並ばせるよりは、場内に入れてしまったほうが良いことがある。場内に入れる場合には、中での誘導の分業などで人手がいる。「面積など」によって必要人数は変わるということをあらかじめ言っておけばいいだろう。

藤林対策官

冬季の対応について、実際にどう考えているのか

高畠町

高畠町には、一晩で1 m近く雪が積もるような地区もあるので、冬季の対応は現実的に運び出すことすら難しいと考えられる。

茶山専門官

台風10号の被害のときには、処理が一冬越したという自治体もあった。集積所までは少しずつ持ってきてもらってはいたが、仮置場に集められたのは春になってからという事例もある。

大仙市

補助金は年度対応となっているが、冬季に被災した際には年度内に処理できないことが十分に考えられる。除雪業者は土建屋さんを中心なので、人手も足りなくなる。

茶山専門官

具体的な例としては、査定を受けた後に状況により繰越の申請をしてもらうしかないと考えられる。ややこしいことに査定は年債なので、概算を受けてから繰越をかけるしかないのではないかと思う。発災のタイミングが12月末なのか後なのかでやり方が変わってくる。どちらにせよ、そのような場合には東北地方環境事務所に相談してほしい。

藤林対策官

雪解けを待って処理を進める場合、そこで処理しきれなくて、もし次の冬が来てしまった際には、財務から厳しい目で見られることがあるので、注意したい。

茶山専門官

それでも処理しきれそうにないときは、延期するしかない。

ただし、この考えをデフォルトにはしないようにしていただきたい。

例えば、現実に来るできないはあると思うが、雪かきや除雪をしている最中から交渉だけをしてもらう方法がある。協定に基づき、単独随契でいく。話だけしておいて、契約だけ先に締結して、着手は雪という阻害要因がなくなったらにしますという形にする。それが市町村の契約規則に妥当かどうかはあるので、各自治体さんで確認していただきたい。

●仮置場の管理について (P12-13)

藤林対策官

火災の写真とかは載せた方がいいのだろうか。素人的には、ごみを積んだら燃えるといことがピンと来るかどうかというところがあると思う。

茶山専門官

雪の話と少し被るが、情報として覚えてほしいことがある。冬山でビバークするときに雪洞を掘るということがあるが、積んだ廃棄物に雪が積もると中で蓄熱することがあるので注意していただきたい。外気温が3度行ってない外気温で、積雪が15cmの時に、一気に温度が上がり、火事が起きた経験がある。雪が積もっていても燃える。切り返しをやった瞬間に燃えてしまった。前日計測した時は中が60度あたりだったのだが、翌日外気温が3度ない中で発火したので、中は90度以上になっていたと考えられる。そこでは2回火災を起こしてしまったが、どちらも雪の日であった。

藤林対策官

災害時の仮置場の火事の発生件数のデータとかはあるのでしょうか。

茶山専門官

もしかしたら、東日本大震災の時のデータはあるかもしれない。少なくとも、数件は知っている。混合廃棄物を20mくらい高く積みすぎて10日間燃え続けたという事例もある。他にもプロパンガスのボンベが爆発したという事例もあったりする。事故事例ということで、火災も含めて調べてみたいと思う。

●災害廃棄物の収集運搬について (P14-15)

大仙市

他自治体からの応援要請はありがたいが、何を任せるのか決まっていないと非常に苦しいということが、ワークショップでも分かった。ワークショップでもモヤモヤが解決できなかったが、何か事例はあるのか。

茶山専門官

受援体制がきちんとできているのか、自分たちの被害レベルに応じて、こういう時はここに頼もうというようなシミュレーションをしておいてもらいたい。収集運搬はできるパターン、日常生活ごみすら運べない収集運搬ができないパターン、土建屋すら動けない深刻なパターンなどが考えられる。受けるであろう被害によって頼む内容が変わってくる。東日本の話をすると、町の収集車がすべて津波で流されたという事例がある。この状況の中どうしたのかというと、産廃業者をお願いして、生活ごみの収集をおこないつつ、他都市からの応援組に災害ごみの運搬をお願いした。時には避難所ごみをお願いしたりと、毎日話し合いをして決めていったという事例はある。

●災害廃棄物の分別項目 (P16)

藤林対策官

災害廃棄物の12分類をアナウンスしていきたいと考えているが、P16とP26で内容が少し違うので、ここはわかるようにアナウンスする必要がある。注意して書くようにしたい。

高畠町

タイヤは災害ごみになるのか。

茶山専門官

ケースバイケースである。西日本豪雨では、タイヤはダメとしたが、それは向こうの地方でスタッドレスタイヤを保管する概念がないからである。東北地域のようにスタッドレスタイヤ（季節によりノーマル）を家で保管する地域では、被災した際にそれらが流れ出てしまうことがある。

この際には、スタッドレスタイヤのトレッドパターンをしっかりと撮影して、申請していただきたい。保管しているタイヤはホイール付きであることにも注目し、古タイヤとは分けて考えたい。

大仙市

東北ブロックとしてやっているのだから、地域特性として、漁網以外で東北特融なものはなにかあるのでしょうか。

茶山専門官

東日本大震災の際に大きな話になったかは微妙だが、一部に貝殻など養殖していたものが沖に流れたものと、浜へ打ちあがったものがある。その際に、道具だけでなく、養殖されるものの死骸も問題になった事例がある。

災害ごみではないが、青森県では、イワシが大量に漂着して、発生時期の問題もあるが合法的に浜に穴を掘って埋めたりしている。最終的には、漂着ものに対する支援制度を青森県が行っており、県の支援で処理をしたと聞いている。

●住民への広報について (P17)

藤林対策官

チラシや広報の例も参考資料として載せているので役に立つのではないかと考えている。他に何か追加する内容はありますか。

大仙市

ワークショップで感じたことで、ファシリテーターからのご意見があったのだが、周知のターゲットは住民向けとして書かれているが、ボランティアなどの外部に対する周知も行う必要があるという話があった。複数の手段を用いて広報を行うことがなぜ効果的なのかを記載する必要があるだろう。

藤林対策官

ボランティアに対しては「速やかに周知する」ということしか書いてなかったもので、そういったことを早く正確に伝えるということも記載していきたい。

茶山専門官

実は SNS の活用については、一抹の不安がどうしてもぬぐえないということもある。表現を十分に注意しないと、ボランティアにまぎれた便乗案件なども注意しないといけない。善意でもってどんどん情報をアップすることが、リスクの増大につながることもある。災害時の犯罪事例や被災者を狙った犯罪について、平常時に警察などから情報をもらい、自治体内で SNS の活用の仕方や表現の仕方などを検討すべきである。

大仙市

周知の仕方をしっかり検討するということと、各ツールの特性を理解するということが大切ということですね。

3. 閉会

藤林対策官

今回ご意見をいただいた点について修正し、第3回の協議会で公開したいと考えている。お忙しいなか3回も出席いただき、ありがとうございます。この冊子で完璧ということはないと思うが、作業の中で課題が見えたり、最新の情報をまとめることが出来たので、意義のある部会になったと考えている。

茶山専門官

今日この場でお話ししてほしいということではないが、それぞれ自治体にお戻りになったあとに、どこかのタイミングで庁内でお話しができるか検討してほしいことがある。

「耕作放棄地」についてである。虫食いのかもしれないが、全国的に出始めているという実情がある。ただし、耕作放棄地を仮置場にするのではなく、農政部門等と相談しながら自治体として議論ができるのか、仮置場ではなく自衛隊宿営地としてや玉突き先として考えられるのか、そもそも災害時に使用することが可能なかどうかを聞いてみていただきたいという。限界集落に耕作放棄地がある場合に、最悪の手段としてそこに災害ごみを集めるといったことができるのかどうかということも、少し考えていただけたらと思う。考える余地があれば検討していただきたいなというところである。

藤林対策官

今日の議論をもとに資料を修正し、協議会で披露をする。あまり時間もないのでできるかわからないが、修正ができたなら事前に皆さんにもお送りしたいと考えている。最終的に完成したものを協議会で披露したいと思う。

部会を行うということで、急にメンバーになっていただいたが、集まっていただき誠にありがとうございました。少人数で皆様のご意見を直接お聞きするというので、こちらとしても気づきが多くありました。こういった形で出来て良かったと思います。ありがとうございました。

以上